

「スピロメシフェン」、「1-メチルシクロプロペン」及び「ボスカリド」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

平成17年8月12日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「スピロメシフェン」、「1-メチルシクロプロペン」及び「ボスカリド」について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 各品目の概要

（1）スピロメシフェン

本薬は、殺虫剤であり、今回新たにトマト、りんご、おうとう、なし及び茶への適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、米国等において登録されている。

（2）1-メチルシクロプロペン

本薬は、植物成長調整剤であり、今回新たにりんご、なし、かきへの適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、米国、カナダ、オーストラリア等において登録されている。

（3）ボスカリド

本薬は、殺菌剤であり、いちご、トマト、小豆等に登録があり、残留農薬基準が設定されている。今回新たにかんきつへの適用拡大等が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、米国、カナダ、オーストラリア等において登録されている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「スピロメシフェン」、「1-メチルシクロプロペン」及び「ボスカリド」の食品中の残留基準設定について検討する。